様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2026年 1月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）えふねっとほーるでぃんぐすかぶしきがいしゃ  一般事業主の氏名又は名称 Ｆネットホールディングス株式会社  （ふりがな）やはぎ　たつや  （法人の場合）代表者の氏名 矢萩　達也  住所　〒060-0012  北海道 札幌市中央区 北十二条西２０丁目２番１号  法人番号　8430001066493  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組みについて（2025年改訂版） | | 公表日 | ①　2025年12月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://fnet-group.jp/wp-files/wp-content/uploads/2025/12/dx-2025.html  　・はじめに  ・1 経営ビジョン・ビジネスモデルとDXの位置づけ（1-1 当社グループの役割、1-2 DX経営の基本方針） | | 記載内容抜粋 | ①　Ｆネットホールディングス株式会社（以下、当社）は、グループの経営戦略策定、グループ会社の経営管理、ならびに付帯する業務を事業内容としております。当社は、グループ横断のDX方針・投資判断・進捗モニタリング等のガバナンスを担うとともに、当社内に設置の業務改革推進室を中心に、共通基盤（ITシステム連携、データ活用、バックオフィスDX、サイバーセキュリティ・BCP等）の整備と定着を主導しています。  ・青果物流通を通じて「大地と食卓をつなぐ」ことを使命とし、産地・卸売・物流・小売・消費者を結び付ける役割を担う。  ・人口減少・担い手不足、天候不順や災害リスク、消費行動の変化、人件費や物流コスト上昇等の環境変化に対応し、継続的に価値を提供するため、業務や仕組みを一層進化させる必要がある。  ・ロジスティクス機能、マーチャンダイジング機能、インテリジェンス機能の3つを中核機能として統合し、相互に連携させ一体として進化させることを、経営の中核戦略と位置付ける。  ・データとデジタル技術を活用してビジネスモデル・業務プロセス・働き方を変革する「DX経営」に取り組み、地域の青果物流通インフラとしての役割を一層強化していく。  ・長年にわたる現場で蓄積してきた「人の勘と経験」を、データと仕組みに落とし込み、属人化を抑えつつ一定水準の品質・生産性を安定的に確保できる状態を目指す。  ・紙・電話・FAX・対面に分散した取引プロセスを、デジタルと組み合わせて統合・連携し、スピードと正確性を高める。  ・営業や物流拠点・グループ会社・取引先等が必要な情報を適時に共有し、需給調整や在庫の最適化を図る。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認（2025年12月13日） |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組みについて（2025年改訂版） | | 公表日 | ①　2025年12月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://fnet-group.jp/wp-files/wp-content/uploads/2025/12/dx-2025.html  　・2 DX戦略 / 2-1 DX戦略全体像、2-2〜2-5 各重点テーマ | | 記載内容抜粋 | ①　1.DX戦略の全体方針（戦略の骨格）  ・DX戦略を4つの重点テーマで構成し、業務効率・サービス品質・収益性・リスク耐性の向上を同時に実現することを目指す。  2.重点テーマ別の具体策  (1) サプライチェーン・在庫DX  ・受発注から入出庫・在庫・配送まで一貫したデータ連携を実現し、在庫の見える化を行う。  ・在庫データにID情報を付与し、動かない在庫や廃棄リスクの高い在庫を特定し、適正在庫水準の維持を目指す。  ・主要取引先との発注データ活用により需要予測・品揃え提案を行い、欠品・過剰在庫を抑制する。  (2) 営業・顧客接点DX  ・開発中の受注システムを活用し、LINEや電話などに分散する受注を集中管理して、顧客利便性とデータ活用性の向上を目指す。  ・商談履歴・提案内容・粗利益情報等を一元管理し、個人の経験依存からの脱却を目指す。  ・顧客セグメント別に販売実績・収益性・取引期間等を分析し、中長期の取引戦略を設計する。  (3) グループ経営基盤・バックオフィスDX  ・基幹システムの老朽化・ブラックボックス化を解消し、段階的マイグレーションとデータ連携基盤整備を進める。  ・総務・経理・人事労務で、紙・押印・対面手続きを削減し、ワークフローシステム展開を進める。  ・電帳法・インボイス等の法令対応を、義務対応に留めず、業務効率化と統制強化の機会として活用する。  (4) 人材・組織文化のDX  ・現場経験とデジタル知識を兼ね備えたハイブリッド人材を計画的に育成する。  ・業務改革推進室を窓口に、現場からの相談・提案の場を設け、採用された取組や成果を社内共有する。  ・グループ横断の情報・ナレッジ共有は、主要プロジェクトの進捗、成功事例、失敗事例を共有する場を整備し、段階的に範囲を拡大する。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会にて承認（2025年12月13日） |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組みについて（2025年改訂版）  　・3 DX戦略の推進体制 / 3-1 ガバナンスと意思決定、3-2 推進組織  ・4 デジタル人材の育成・確保 / 4-2 育成・配置の方針 | | 記載内容抜粋 | ①　1.ガバナンスと意思決定  ・DX経営の最終責任は代表取締役が負い、取締役会はDX戦略の策定、進捗状況の報告を受けたモニタリング、リスク管理を担う。  2.推進組織  ・業務改革推進室を取締役直下に設置し、DXの企画・実行を統括する。  ・中核人員はグループ内から選任された社内人材とし、部門横断・全社最適の視点から改革をリードする。  ・プロジェクトごとに部門長・現場リーダー等と協働し、改善テーマの設定と実行を行う。  ・重要プロジェクトはプロジェクトオーナーを明確化し、責任と権限を付与する。  ・システム部門・情報システム担当も推進室メンバーとし、インフラ・アプリ・データ基盤整備を担い、業務部門と連携して業務改革を進める。  3.最新技術を使える人材面の環境整備  ・デジタルスキル標準等を参考に、職種・階層ごとの求めるデジタルスキルレベルを定義し、自己診断とOJT、プロジェクト参画等に落とし込む。  ・DX推進に関心の高い社員を公募・指名し、プロジェクトへの兼務参加等を通じて育成し、必要に応じて外部研修等の学習機会も活用する。  ・社内で育成しきれない高度スキルは、外部パートナーとの協働や中途採用も組み合わせる。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組みについて（2025年改訂版）  　・1-3 これまでの主な取組・実績（2024～2025年度）  ・5 ITシステム・データ基盤・サイバーセキュリティ / 5-1 ITシステムの方向性、5-2 データ基盤・データ活用、5-3 サイバーセキュリティ・BCP | | 記載内容抜粋 | ①　1.ITシステム面の環境整備  ・既存の基幹システムと新規・開発中の各種システムの連携を強化し、二重入力・手作業を削減する。  ・クラウドサービス活用は、コスト・セキュリティ・拡張性・ベンダーロックイン等を総合評価し、段階的に移行する。  ・現場のExcel・紙帳票は、標準フォーマット化とデータベース連携を進める。  2.データ基盤面の環境整備  ・売上・在庫・仕入・配送・人件費等の主要データを横断的に集約し、部門横断で分析できる環境の整備を進める。  ・経営層・部門長向けに主要指標を可視化したダッシュボードの整備を進める。  3.セキュリティ・BCP面の環境整備  ・中小企業向けガイドライン等を参考に情報セキュリティポリシーを整備し、社内展開を進める。  ・多要素認証、アクセス権限管理、ログ取得等の基本対策を実施する。  ・フィッシング訓練等で実効性を点検し、情報処理安全確保支援士資格者を配置して、ポリシー運用・教育・監査や導入時のセキュリティレビューを行う。  ・障害・災害時を想定し、バックアップ・復旧手順・代替手段の整備を進める。  4.最新技術の試行環境  ・生成AIチャットサービスやAIコーディング支援ツール等を試行導入し、企画・資料作成・開発等での新たな付加価値創出の可能性を検証している  。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組みについて（2025年改訂版） | | 公表日 | ①　2025年12月13日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社コーポレートサイト  　https://fnet-group.jp/wp-files/wp-content/uploads/2025/12/dx-2025.html  　6　成果指標（KPI）とモニタリング・戦略の見直し | | 記載内容抜粋 | ①　・業務効率：紙帳票出力数、稼働時間  ・品質：出荷ミス件数、赤伝率  ・リスク・統制：在庫廃棄額、情報セキュリティインシデント件数  ・人材・組織：DX関連プロジェクトの参画人数、デジタルを活用した業務改善提案件数、新規販売計画件数  ・財務・事業：粗利益率、在庫回転日数、特定顧客・カテゴリー別の収益性 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年12月13日 | | 発信方法 | ①　DXへの取り組みについて（2025年改訂版）  　当社コーポレートサイト  　https://fnet-group.jp/wp-files/wp-content/uploads/2025/12/dx-2025.html  　7　ステークホルダーとの対話  8　おわりに | | 発信内容 | ①　・従業員：DXの目的・方向性・進捗を共有し、業務負担や不安の声も含めて意見を収集する  ・仕入先様：受発注システム・物流情報の連携等により、双方の業務効率化・収益性向上を図る  ・取引先様：POSデータ等を活用した提案営業や、サステナビリティ・食の安全に関する取組を共有する  ・金融機関・行政・支援機関：DX認定制度等を活用しつつ、事業・DXの方向性を説明し、必要な支援・連携を得る  当社ならびに当社グループはDX経営を着実に進め、その進捗と成果を継続的に公表します |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 12月頃　～　2025年 12月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2023年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | SECURITY ACTION制度に基づき自己宣言（二つ星）を行っている。 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。